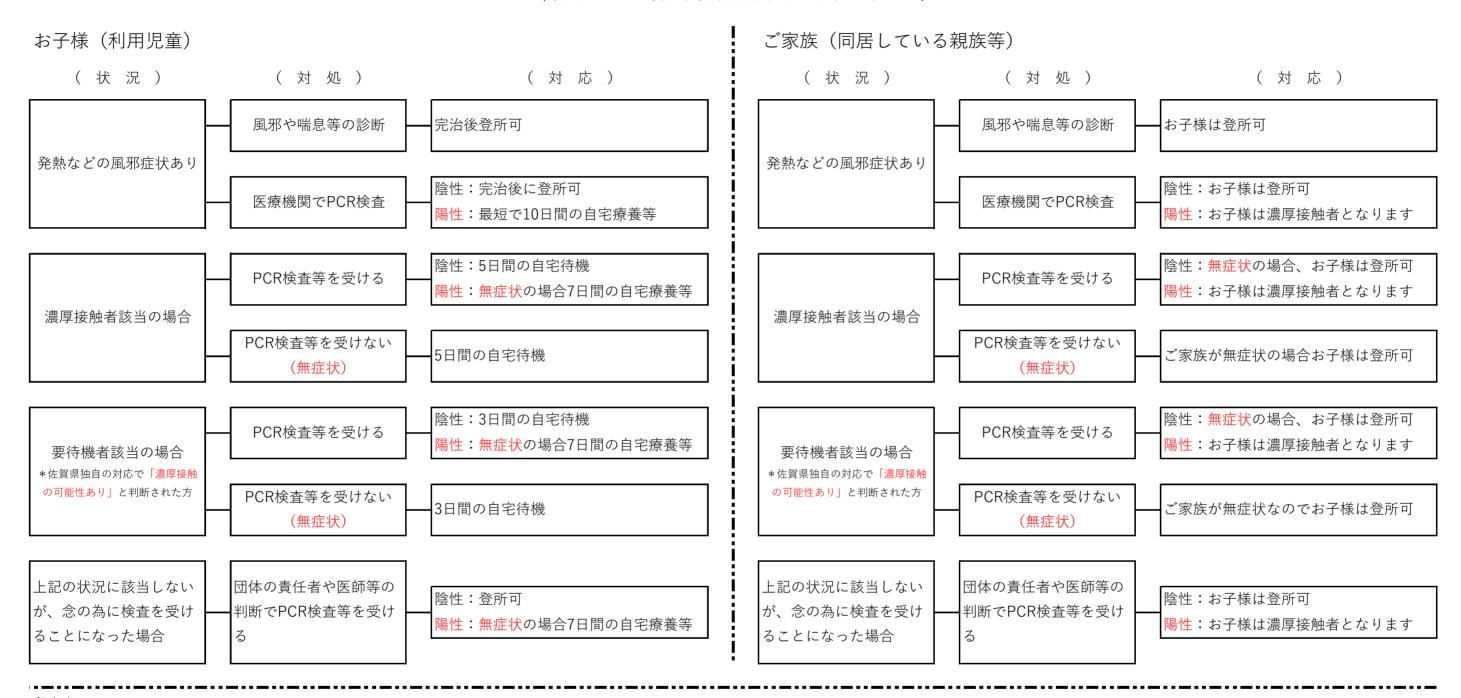
## 新型コロナウイルス感染拡大防止に関わる事業所利用の判断基準について

(原則として鳥栖市教育委員会の基準に準ずる)



## 留意点

①濃厚接触者と要待機者について

待機期間・・・濃厚接触者 5日間→6日目に解除 要待機者(濃厚接触の可能性あり) 3日間→4日目に解除

\*濃厚接触者、要待機者ともに2日目及び3日目に薬事承認を受けた抗原検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能です。

②5日間の自宅待機の考え方

